

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成29年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成28年度風間浦村一般会計当初予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 14,286 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 287,636 千円

(単位：千円)

事業名		平成29年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	72,846	54,492			1,389	16,965
	高齢者福祉事業	27,631			1,331	1,990	24,310
	児童福祉事業	73,694	14,689		3,020	4,235	51,750
	母子福祉事業	6,063	691			406	4,966
	小計	180,234	69,872	0	4,351	8,020	97,991
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	56,910				4,306	52,604
	国民健康保険事業特別会計繰出金	26,026	16,194			744	9,088
	後期高齢者医療特別会計繰出金	13,636	7,584			458	5,594
	小計	96,572	23,778	0	0	5,508	67,286
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,757				360	4,397
	健康増進対策事業	6,073	808			398	4,867
	小計	10,830	808			758	9,264
合計		287,636	94,458	0	4,351	14,286	174,541